

富上下第206号
平成25年10月30日

富良野市下水道事業運営審議会
会長 小玉 將臣様

富良野市長 能登 芳昭

諮 問 書

富良野市下水道事業運営審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の一部改正に伴う料金改定について

料金改定案

H22.4.1より(消費税 5%)					H26.4.1より(消費税 8%)					
区分	現 行 使 用 料				区分	改 定 使 用 料				
	基本汚水排除量 (1カ月) m ³	基本使用料 (1カ月) 円	超過使用料 (1m ³) 円	20m ³ 使用時 円		基本汚水排除量 (1カ月) m ³	基本使用料 (1カ月) 円	超過使用料 (1m ³) 円	20m ³ 使用時 円	増分 5% 8%
用途					用途					
家事用 団体会 営業用 その他	8	1,113.00	189.00	3,381.00	家事用 団体会 営業用 その他	8	1,144.80	194.40	3,477.60	96.60
内訳	税抜	1,060.00	180.00	3,220.00	内訳	税抜	1,060.00	180.00	3,220.00	0.00
	税	53.00	9.00	161.00		税	84.80	14.40	257.60	96.60
浴場用	100	3,465.00	52.50	3,465.00	浴場用	100	3,564.00	54.00	3,564.00	99.00
内訳	税抜	3,300.00	50.00	3,300.00	内訳	税抜	3,300.00	50.00	3,300.00	0.00
	税	165.00	2.50	165.00		税	264.00	4.00	264.00	99.00

諮問理由

平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正され、平成26年4月1日より消費税率を現行の4パーセントから6.3%へ地方消費税率を現行1パーセントから1.7%に引き上げることとなりました。

富良野市の下水道使用料は、長期的経営の安定を考慮し、平成22年5月より現行の料金体系となっており、当然消費税増税は料金改定の検討段階では考慮されておりません。従って、消費税増税分はそのまま収益的支出の増となり、下水道事業の経営圧迫の原因となります。

つきましては、以上のことをご賢察のうえ、消費税増税分を現行料金に上乗せした料金改定を行うことについてご審議を賜り、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。